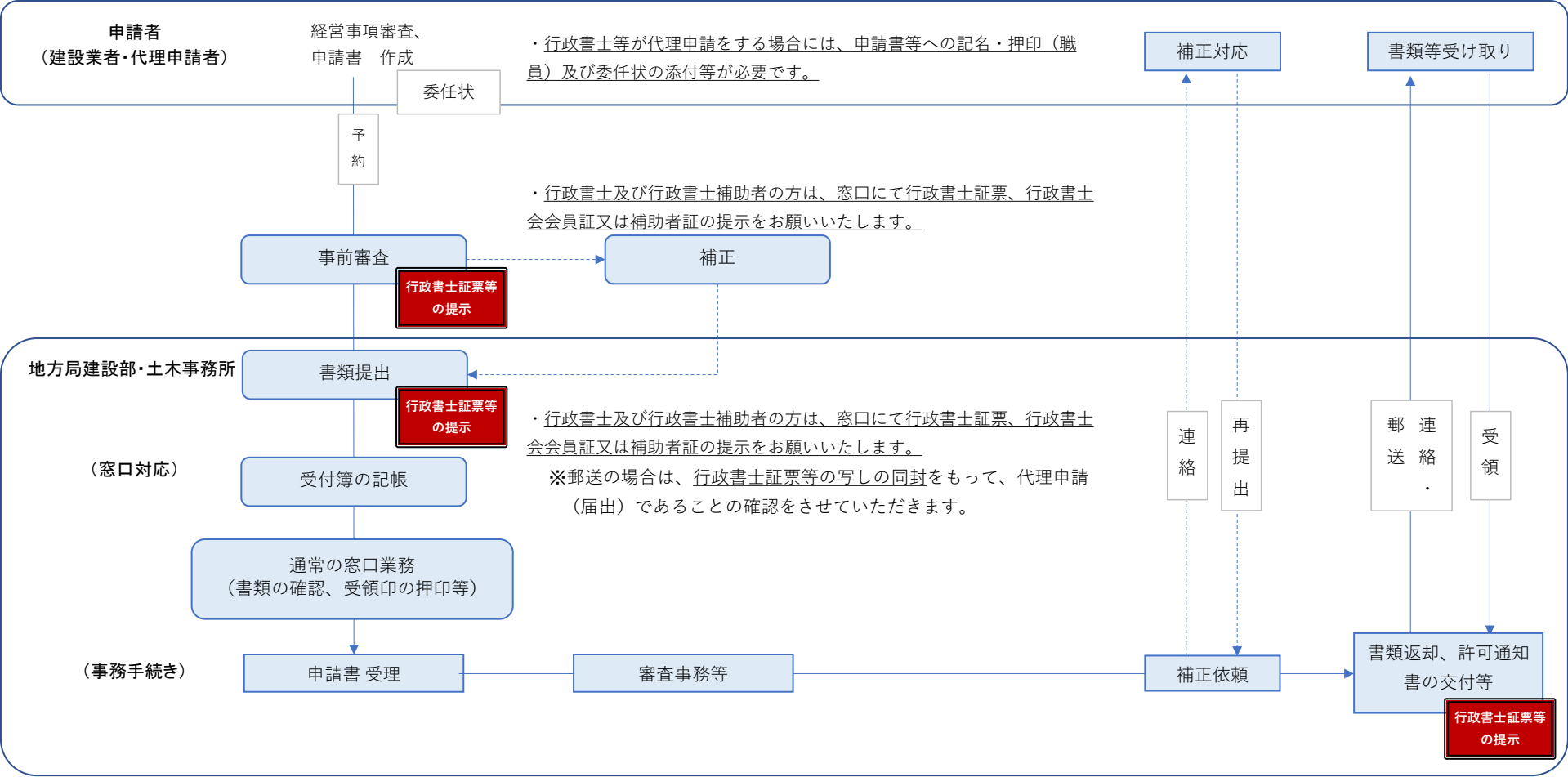


○行政書士等による代理申請の取扱いについて(経営事項審査)



※上記の取扱いのほか、各地方局建設部又は各土木事務所は、別に定めを設けて、事務手続を進めることがあります。

◆行政書士による代理申請について
行政書士又は行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け、いかなる名目によるかを問わず報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、行政書士法により禁じられています（法律に別段の定めがある場合を除く）。
また、公認会計士・税理士等の資格を有する方も、行政書士会の登録を受けなければ行政書士として活動できませんので、御注意ください。